

## 京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会

### 規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (招集及び議事)

第3条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

#### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、行財政局において行う。

#### (補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。